資 料 提 供

担 当 課	上・工業用水道管理課
担 当 者	南方　則之
電　　話	(073) 472－3913
内　　線	７１６９

平成３０年６月１１日

秋葉山水系の濁り水の対応について

１　「濁り水に関するお詫びとお知らせ」の送付等について

平成３０年６月１１日付で「濁り水に関するお詫びとお知らせ」のはがきを対象地域の皆様に、次の要旨を記載して送付します。
また、和歌山市及び企業局ホームページに詳細を掲載します。

（お知らせの要旨）

①水道料金等の減額について
６㎥を使用水量から減量
（減量後の請求金額は、随時、請求額確定時にはがきで通知します。）
（文面）
次回請求時に使用水量から６㎥を減量（下水道料金含む。）し、計算させていただきます。

②その他の費用について
温水器等の点検、受水槽の清掃、営業補償などの費用については、企業局で負担し、口座振替でお客様にお支払いします。
（文面）
お客様が負担されました、温水器等の点検、受水槽の清掃などの費用については、申請の手続きが必要となります。

③電話相談窓口の設置について
電話番号　０７３－４３５－１１３０、０７３－４３５－１２０６
受付時間　平　日　８：３０～１９：００
土曜日　８：３０～１７：００（日曜・祝日は除く。）
受付期間　２ヶ月間（平成３０年６月１１日～平成３０年８月１０日）

２　損害の申請について

①申請書の入手場所
和歌山市役所１階総合案内所、南コミュニティセンター、東部コミュニティセンター
中央コミュニティセンター
（和歌山市及び企業局ホームページからもダウンロードできます。）

②申請書の受付期間及び場所等
受付期間　平成３０年６月１８日（月）～平成３０年８月１０日（金）
受付場所　南コミュニティセンター１階
平　　日　９：００～２０：００（水曜日除く。）
土日祝日　９：００～２０：００
和歌山市役所１階
平　　日　８：３０～１７：１５（木曜日のみ１９:００まで）
（土日祝日を除き平日のみでの受付）

お問い合わせ先
企業局水道工務部長　滝本　守
073(432)0001(内線 3213)
073(435)1123 直通